

市立函館病院高等看護学院におけるハラスメントの防止等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市立函館病院高等看護学院および臨地実習（以下「学院等」という。）におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の防止および排除のための措置ならびにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「防止等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、修学上の適正な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員および同条第3項第3号に規定する特別職の職員ならびに第22条の2に規定する会計年度任用職員である函館市病院局の職員のほか非常勤講師をいう。
- (2) 学生 市立函館病院高等看護学院に在籍している者をいう。
- (3) 臨地実習 市立函館病院高等看護学院学則第15条別表に定める臨地実習（市立函館病院で行われるものに限る。）をいう。
- (4) 性的な言動 性的な内容の発言（性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布することその他の性的な内容の発言）および性的な行動（性的な関係を強要すること、不必要に身体に触ることその他の性的な行動）をいい、性別により役割を分担すべきとする意識または性的指向もしくは性自認に関する偏見に基づく言動を含む。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 学院等において行われる性的な言動によって、学生が不利益な取扱いを受けること、または学院等において行われる性的な言動により、修学環境が不快なものとなることであり、次に掲げるものをいう。
 - (ア) 性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布

することその他の性的な内容の発言

(イ) 性的な関係を強要すること，不必要に身体に触ることその他の性的な言動

(ウ) 性別により役割を分担すべきとする意識に基づく発言および行動

(6) パワー・ハラスメント 職務上，修学上又は研究上の優越的地位や人間関係などの優位性又は集団のパワー等を不当に利用して，継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い，精神的・身体的苦痛を与え，または修学環境を悪化させることであり，次に掲げるものをいう。

(ア) 暴行および傷害等の身体的な攻撃

(イ) 脅迫，名誉棄損，侮辱および暴言等の精神的な攻撃

(ウ) 隔離，仲間外しおよび無視等の人間関係からの切り離し

(エ) 修学上明らかに不要なことや不可能なことを強要する等の過大な要求

(オ) 私的なことに過度に立ち入ること等の個の侵害

(適用範囲)

第3条 この要綱は，職員等と学生（以下「学生等」という。）および学生の間におけるハラスメントについて適用する。

(学院長の責務)

第4条 学院長はハラスメントの防止等を図らなければならない。

(副学院長および教務課長の責務)

第5条 副学院長および教務課長は，学院におけるハラスメントの防止および排除に努めるとともに，ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

(学生等の責務)

第6条 学生等は，ハラスメント問題に対する関心と理解を深めるとともに，互いの人権を尊重し，ハラスメントに該当する行為をしてはならない。

(相談窓口の設置)

第7条 ハラスメントに関する相談に対応するため，ハラスメント相談窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

2 窓口および窓口の担当職員は，別表1に掲げるとおりとする。

(相談への対応)

第8条 窓口の担当職員は、相談者の心情に配慮のうえ、事情や希望する対応を確認し、必要に応じて助言等を行うものとする。

2 窓口の担当職員は、相談を受けたときは、相談の内容について、ハラスメントに関する相談受付・処理票（様式第1号）等を作成し、管理部庶務課長に報告しなければならない。

3 管理部庶務課長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該相談に係る当事者および関係者に対する事実関係の確認や助言、指導等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。

4 管理部庶務課長は、当該相談に係る対応について相談者へ報告するものとし、対応を終えるときは、その結果をハラスメントに関する相談受付・処理票（様式第1号）等に記録する。

5 管理部庶務課長は、当該相談に係るハラスメントの事実について認定を行う必要があるとき、または当該相談に係る問題を解決することが困難であると判断したときは、次条に規定するハラスメント対策委員会の開催を要請するものとする。

(対策委員会の設置等)

第9条 ハラスメントに関する事案に適切に対応し、その問題解決を図るため、ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、別表2に掲げる委員をもって組織する。

3 委員長は、管理部次長をもって充てる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、臨時の委員を指名することができる。

5 対策委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。

(1) ハラスメントの認定に関すること。

(2) 相談に係る問題解決に関すること。

(3) その他ハラスメントの防止等に関すること。

6 対策委員会は、前項各号に掲げる事項に係る調査を行うため、必要に応じて当事者および関係者に対して事情聴取および事実確認を行うことができる。

7 対策委員会は、審議結果を副学院長に報告するものとし、副学院長は、対策委員会の審議結果に基づき、相談に係る問題解決に向けた措置を講ずるものとする。

8 管理部庶務課長は、対策委員会において審議が行われたときは、その結果をハラスメント相談に係る審議結果通知書（様式第2号）等により相談者に通知する。

（委員等の義務）

第10条 窓口の担当職員および対策委員会の委員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 当事者の名誉およびプライバシー等を侵害することのないように対処すること。

(2) 当事者の意向を尊重し、解決を押し付けることのないように留意すること。

(3) 当事者に対し2次的なハラスメントが及ばないように留意すること。

2 窓口の担当職員および対策委員会の委員は、その処理に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。その職から退いた後も、同様とする。

（対応措置）

第11条 公正な調査により、ハラスメントの事実が確認された場合は、速やかに被害を受けた学生等に対する援助等、配慮のための措置を適切に行うとともに、加害者が第2条第1号に定める函館市病院局の職員である場合には、服務規律違反として、必要かつ適切な範囲で、加害者の職員に対し懲戒処分を含む措置を講ずるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表 1 (第 7 条関係)

ハラスメント相談窓口 (担当職員)
市立函館病院高等看護学院主査または主任もしくは主任技師 管理部庶務課 (庶務係長および主査)

別表 2 (第 9 条関係)

ハラスメント対策委員会
委員長 管理部次長
委員 管理部庶務課長
市立函館病院高等看護学院教務課長
その他, 委員長が必要と認めた職員 1 ~ 2 名

様式第1号（第8条関係）

ハラスメントに関する相談受付・処理票

項 目	内 容	
相談受理月日	年 月 日 () [直接・電話・文書] 時 分 ~ 時 分	
相談員の所属氏名	相談員	
	相談員	
相談者氏名等	氏名 (学年 年)	
当事者の氏名等	被害者	(学年 年)
	加害者	(学年 年)
相談の内容		
事実の確認		
解決の具体的対応		
対応結果		
備考		

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

〇 〇 〇 〇 様

管理部庶務課長

ハラスメント相談に係る審議結果通知書

年 月 日付けで受理したハラスメントに係る相談について、
年 月 日に開催した市立函館病院高等看護学院におけるハラスメントの防止等に関する要綱第9条第5項の規定に基づくハラスメント対策委員会において審議を行いましたので、同要綱第9条第8項の規定により通知します。

相談内容	
対応経過	
審議結果	
対応措置	
特記事項	